

平成 21 年度の一般廃棄物（ごみ）の処理状況

本県では、廃棄物の排出抑制や循環的な利用などを促進し、環境への負荷の低減に配慮した循環型社会を実現するため、平成19年3月に「愛知県廃棄物処理計画（平成19年度～23年度）」を策定した。

計画では、愛知県内で発生する一般廃棄物（ごみ）について、平成16年度を基準として、平成23年度までに最終処分量を約21%削減する等の具体的な廃棄物減量化目標を定めている。平成21年度の処理実績に基づく計画の進捗状況は下記のとおりとなっている。

記

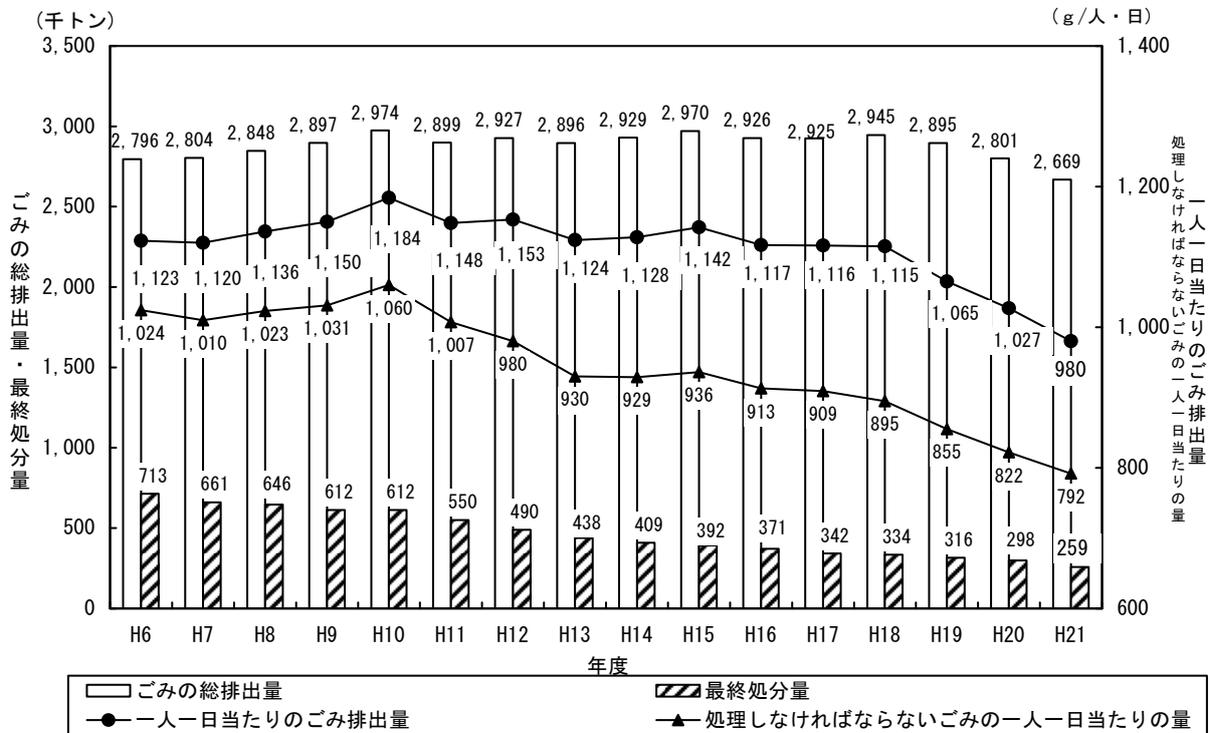
1 一般廃棄物（ごみ）の現況

(1) 一般廃棄物（ごみ）処理の概況

平成 21 年度のごみの総排出量は 2,669 千トンであり、平成 16 年度の排出量 2,926 千トンに比べ 8.8%減少している。

ごみの一年間の総排出量を一人一日あたりに換算（以下「一人一日あたりのごみ排出量」という。）すると、平成 21 年度は 980 g となり、平成 16 年度の 1,117 g と比べ 12.3%減少している。

また、ごみの総排出量から資源ごみ量と集団回収量を除いた処理しなければならないごみの量を一人一日あたりに換算（以下「処理しなければならないごみの一人一日あたりの量」という。）すると、平成 21 年度は 792g となり、平成 16 年度の 913g と比べ 13.3%減少している。（図 1）



(注 1) 「ごみの総排出量」とは、「収集ごみ量」、「直接搬入ごみ量」、「自家処理量」、「集団回収量」の合計値をいう。

(注 2) 「人口」の定義について、平成19年度から住民基本台帳人口に外国人登録人口を含めている。

図 1 ごみの総排出量と最終処分量の経年変化

また、このうち事業系一般廃棄物の収集量は 633 千トンであり、ごみの総排出量の 23.7%を占めており、平成 16 年度の収集量 789 千トンに比べ 19.8%減少している。

(図 2)

なお、ごみ処理の流れは、図 3 のとおりである。

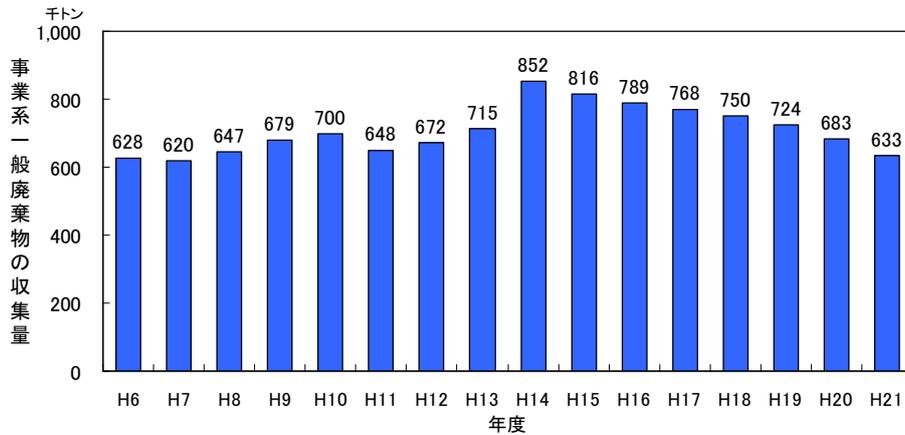
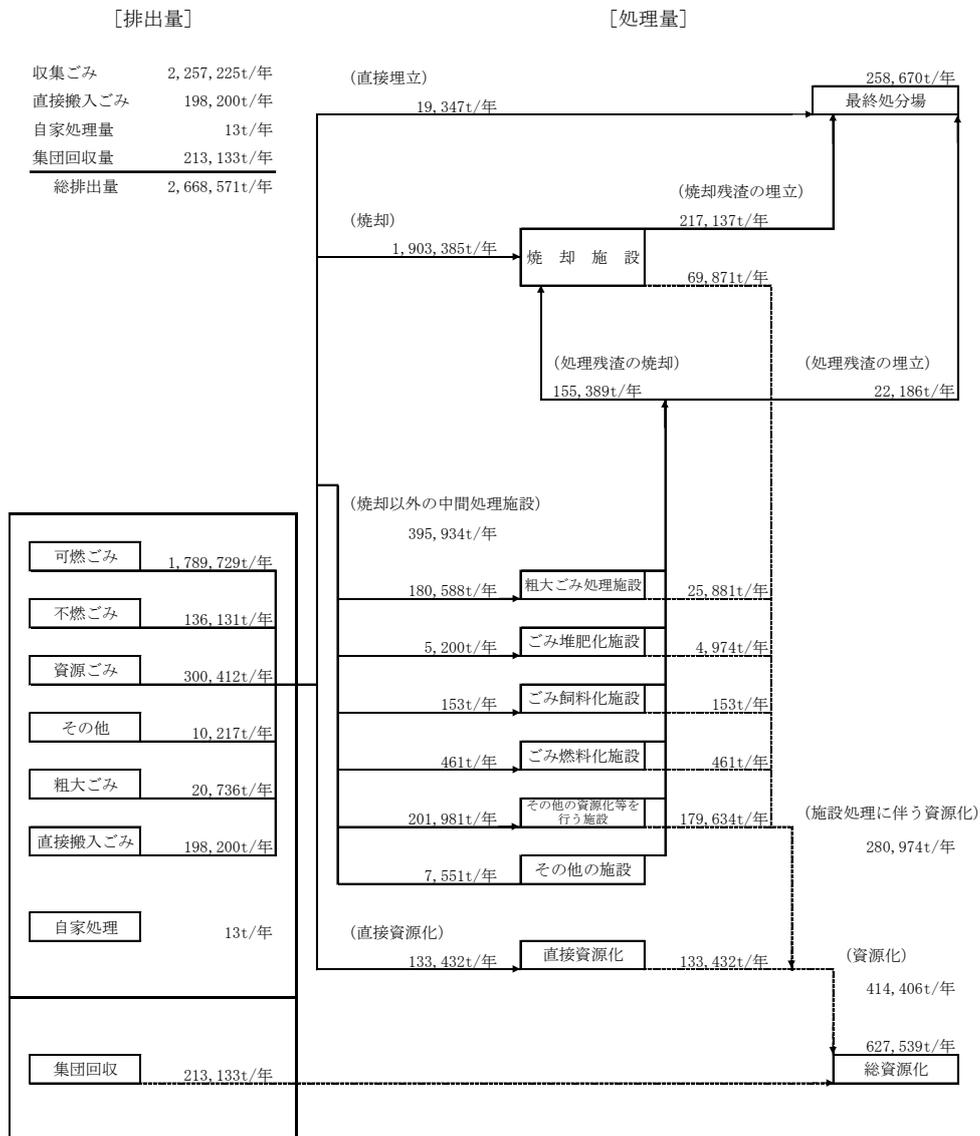


図 2 事業系一般廃棄物の収集量の経年変化



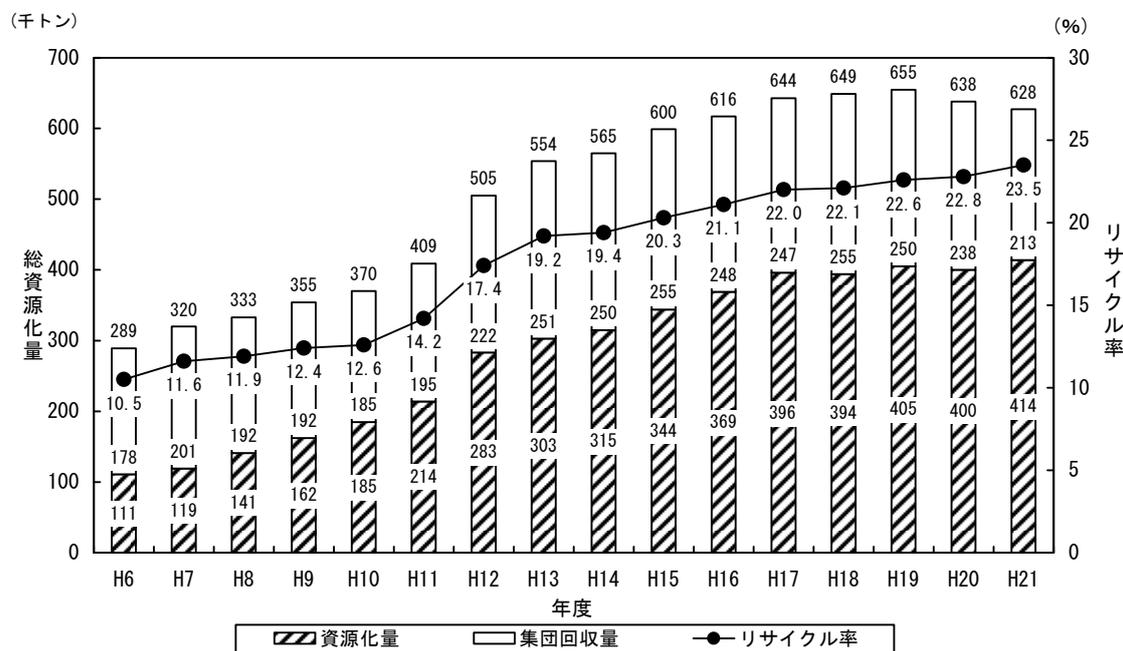
(注) 収集ごみの「その他」とは、危険ごみ等をいう。
「その他の施設」とは、最終処分を目的とした減容化施設等をいう。

図 3 ごみ処理の流れ (平成 21 年度)

(2) 資源化の状況

集団回収及び中間処理により直接資源化されるものを含めた平成 21 年度の資源化量は 628 千トンで、平成 16 年度の 616 千トンに比べ 1.9%増加している。(図 3)

また、リサイクル率は 23.5%と上昇傾向にある。(図 4)



(注) 「資源化量」とは、「施設処理に伴う資源化量」と「直接資源化量」の合計値をいう。
「総資源化量」とは、「資源化量」と「集団回収量」の合計値をいう。
「リサイクル率」= (「総資源化量」 / (「収集ごみ量」 + 「直接搬入ごみ量」 + 「集団回収量」)) × 100
数値は四捨五入のため合計値が一致しないことがある。

図 4 総資源化量とリサイクル率の経年変化

ガラスびん、ペットボトル等特定の容器包装について事業者の再商品化が義務付けられ、消費者の分別排出、市町村の分別収集が推進されているところであり、平成 21 年度の資源化量は、紙類 351 千トン、プラスチック類 62 千トン、金属類 54 千トン、ガラス類 48 千トンとなっている。(図 5)

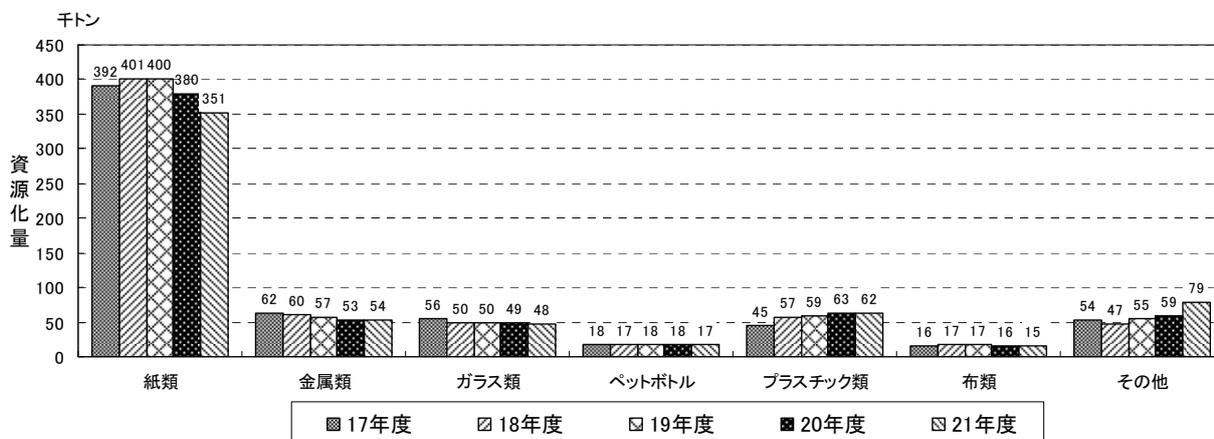


図 5 資源化の状況

(3) 最終処分状況

中間処理による処理残さ、焼却残さの処分を含め、平成 21 年度の最終処分量は 259 千トンで、平成 16 年度の 371 千トンに比べ 30.2%減少している。(図 6)

なお、このうち自区外(県外)の処分量は 66 千トンで、平成 16 年度の 112 千トンに比べ 41.1%減少している。

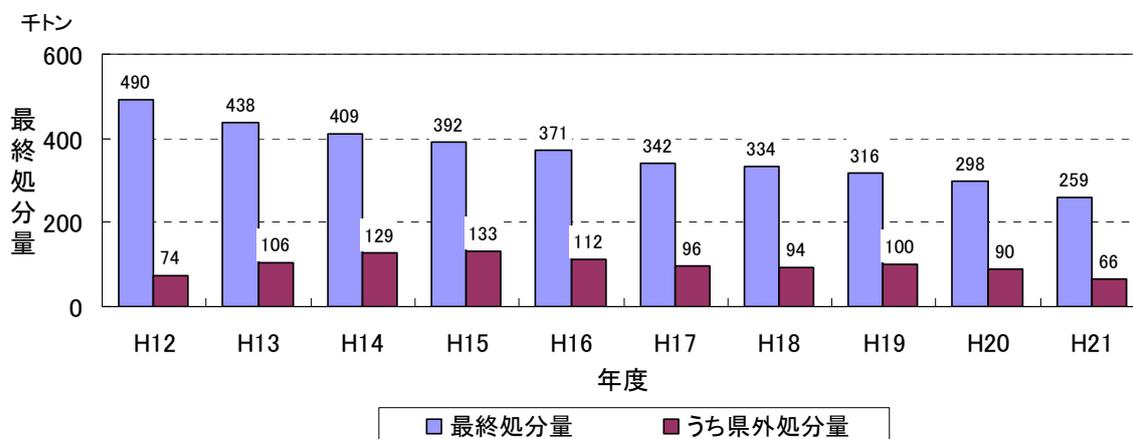


図 6 一般廃棄物の最終処分量の経年変化

(4) 最終処分場の設置状況

平成 21 年度末現在の最終処分場の設置数は 83 施設(休止、埋立終了等を含む。)で、平成 21 年度末の残容量は 2,766 千 m^3 。これを平成 21 年度の埋立容量 149 千 m^3 で割った値(残余年数)は 18.6 年となっている。(図 7)

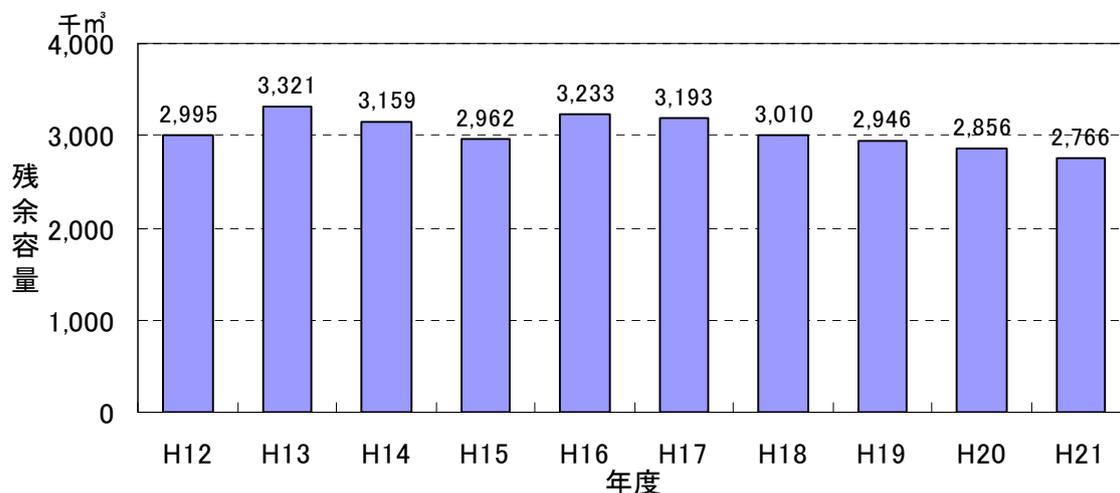


図 7 最終処分場の残容量の経年変化

2 廃棄物処理計画の減量化目標の達成状況

(1) 減量化目標

愛知県廃棄物処理計画（平成 19 年度～23 年度）における平成 23 年度の一般廃棄物の減量化目標は、排出量に対する再生利用量の割合を約 29%とし、最終処分量を平成 16 年度に対して約 21%削減することとしている。（図 8、表 1）

また、処理しなければならないごみの一人一日当たりの量は、平成 16 年度に対して約 21%減らし、720 g とすることを目標としている。

(2) 目標達成状況

平成 21 年度の排出量に対する再生利用量の割合は 23.5%と平成 16 年度に対して 2.4 ポイント増加している。最終処分量は平成 16 年度に対して 30.2%減少し目標を達成している。（図 8、表 1）

また、平成 21 年度の処理しなければならないごみの一人一日当たりの量は 792g で、平成 16 年度に比べ 13.3%減少しているが、これまでの減少傾向が維持されれば平成 23 年度目標に近づく見込みである。（図 1、表 1）

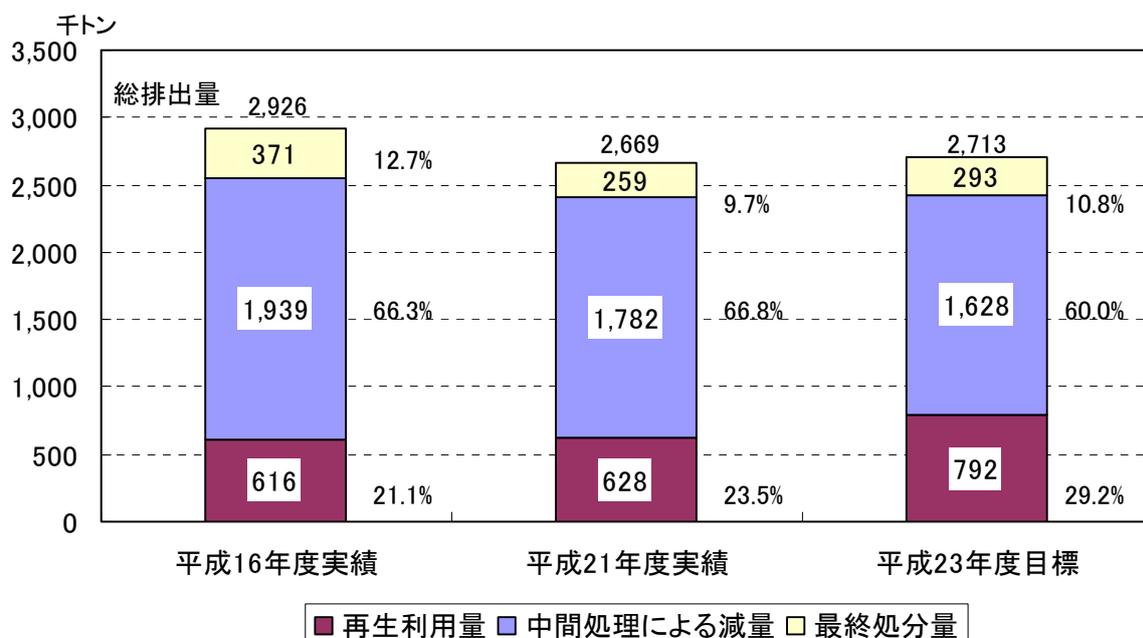


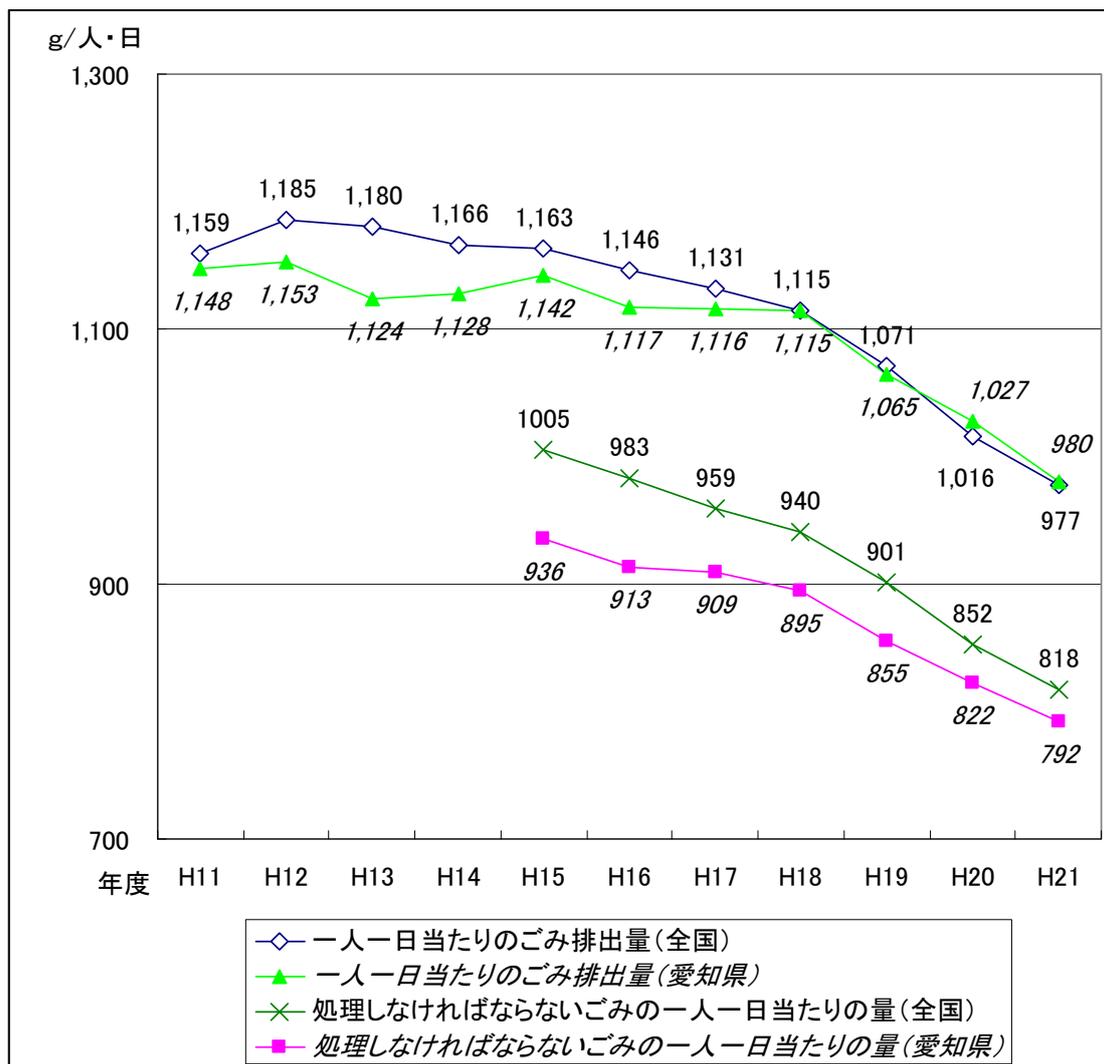
図 8 一般廃棄物の減量化目標値と現況の比較

項目	目標値 (23年度)	進捗状況	
		計画策定時 (16年度)	現状 (21年度)
処理しなければならないごみの一人一日当たりの量	720 g (約21%減)	913 g	792 g (13.3%減)
排出量に対する再生利用量の割合 (リサイクル率)	約29%	21.1%	23.5%
最終処分量	293千トン (約21%減)	371千トン	259千トン (30.2%減)

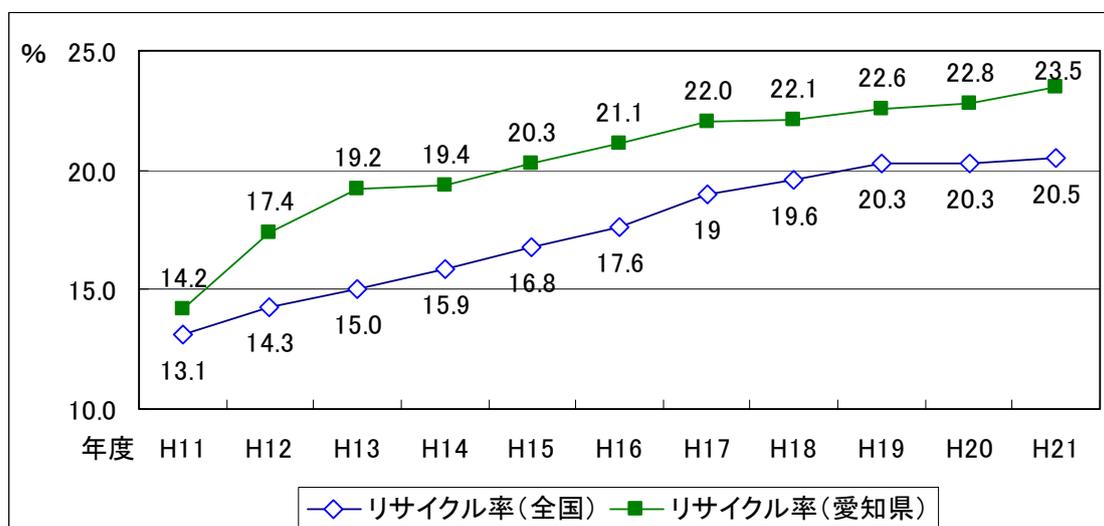
表 1 一般廃棄物の減量化の進捗状況

参考 全国との比較

(1) 一人一日当たりのごみ排出量等の経年変化



(2) リサイクル率の経年変化



(3) 最終処分量の経年変化

